令和３年第３回知内町議会定例会（２日目）

◎　招集年月日　　令和３年９月２８日（火）
◎　招集の場所　　知内町役場　議場
◎　開会日時　　令和３年９月２８日（火）　午後１時００分
◎　閉会日時　　令和３年９月２８日（火）　午後２時２０分

◎　出席議員

１番	成澤五郎	７番	笠松悦子
２番	山田顕人	８番	木村　一
４番	五十嵐捷爾	９番	谷口康之
５番	吉田峰一	１０番	伊藤政博
６番	松井盛泰		

◎　会議録署名議員　　１番　成澤五郎　　４番　五十嵐捷爾

◎　欠席議員　　なし

◎　地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した説明員

町長	西山和夫
副町長	大野　樹
総務課長	西野俊一
生活福祉課長	鳴海英人
保健センター長	（鳴海英人）
地域包括支援センター長	（鳴海英人）
税務会計課長	南　一貴
産業振興課長	三原知明
政策調整課長	長谷川将之
建設水道課長	佐藤和人
教育長	本間茂裕
学校教育課長	帰山亮一
社会教育課長	佐藤辰治
スポーツセンター長	（佐藤辰治）
知内高等学校事務長	南　和敏
学校給食センター長	（帰山亮一）
代表監査委員	西内貞治

◎　本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森永　茂
議事係	高田貴明

令和３年第３回知内町議会定例会議事日程

（第２号）　　令和３年９月２８日（火）午後１時００分開議

日　程	議件番号	議　　件　　名
第　１		会議録署名議員の指名　１番、成澤五郎君、４番、五十嵐捷爾君
第　２	委員会報告第　３　号	令和２年度知内町各会計決算審査特別委員会報告について（委員長報告）
追加日程第1	議案第１５号	令和３年度知内町一般会計補正予算（第５号）について
第　３	発委第　１号	知内町議会会議規則の一部改正について
第　４	発委第　２号	地方自治法第２０３条及び第２０３条の２に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正について
第　５	意見書案第　１　号	沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書の提出について
第　６	意見書案第　２　号	特別支援学校の実行ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書の提出について
第　７	意見書案第　３　号	「大学生等への給付奨学金制度の拡充」を求める意見書の提出について
第　８	意見書案第　４　号	適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書の提出について
第　９	意見書案第　５　号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
第１０	意見書案第　６　号	松前半島道路の整備促進を求める意見書の提出について
第１１	意見書案第　７　号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について
第１２	意見書案第　８　号	出産育児一時金の増額を求める意見書の提出について
第１３	意見書案第　９　号	選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書の提出について
第１４	議長発議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議　　長（伊藤政博）

第３回知内町議会定例会の２日目にお集まりいただきまして、ご苦労様です。

只今の出席議員数は、９人です。

定足数に達していますので、これから、本日の会議を開きます。

本日２８日は休会の日ですが、決算審査が予定より早く終了しましたので、会議規則第１

０条第３項の規定により、会議を開くものであります。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議　　長（伊藤政博）
日程第１、『会議録署名議員の指名』を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、１番、成澤五郎君及び４番、五十嵐捷爾君を指名します。

● 委員会報告第３号　令和２年度知内町各会計決算審査特別委員会報告について
（委員長報告）

◎ 議　　長（伊藤政博）
次に日程第２、委員会報告第３号、『令和２年度知内町各会計決算審査特別委員会報告について』を議題とします。
本件については、決算審査特別委員会において、審査が終了しております。
審査の結果について、委員長の報告を求めます。
決算審査特別委員会委員長、山田顕人君。
◎ 委 員 長（山田顕人）
委員会報告第３号、令和２年度知内町各会計決算審査特別委員会報告について。
決算審査特別委員会に付託した令和２年度知内町各会計決算審査の結果について、別紙のとおり報告する。
令和３年９月２８日提出。知内町議会議長、伊藤政博。
令和２年度決算審査特別委員会報告書。
令和３年第３回知内町議会定例会において、本特別委員会に付託された事件ついて、次のとおり審査を終了したので会議規則第７７条の規定により報告します。
令和３年９月２８日提出。知内町議会決算審査特別委員会委員長、山田顕人。
知内町議会議長、伊藤政博殿。
記、１、付託事件、認定第１号、令和２年度知内町一般会計歳入歳出決算認定について。認定第２号、令和２年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定第３号、令和２年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。認定第４号、令和２年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。認定第５号、令和２年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定第６号、令和２年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定第７号、令和２年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について。２、審査年月日、令和３年９月２７日、２８日（２日間）。３、審査場所、議会議場。４、審査委員、議長及び議員選出監査委員を除く議員全員によるということです。５、審査の概要、委員会開会後、直ちに審査方法を決め、

町長から令和２年度知内町行政評価の実施について報告を受け、副町長から一般会計決算の概要説明後、各会計別に議題とし、課ごとに担当課長から決算内容の説明を受け、質疑・討論・採決の順に審査を進めた。

６、審査結果、付託された認定第１号から認定第７号までの７議案については、『認定』と決定した。

７、審査意見

知内町地域公共交通運行事業については、運行ダイヤの変更や広報活動により昨年度に比べ大幅に利用者が増加したものの、事業費６５０万６千円に対し、延べ１，１０３人の利用に留まっている。国からの補助金や特別交付税措置により町負担は軽減されているものの、費用対効果の面から、なお一層の利用者増を図るとともに、将来的な地域公共交通体系のあり方について、十分な検討を進めていただきたい。

国民健康保険事業基金の令和２年度末現在高が１億２，４０２万９千円と昨年度から１，６４９万６千円の増となり、国民健康保険の都道府県単位化により国民健康保険事業会計における年度毎の歳出が平準化された状況を鑑み、今後においては適当な基金残高水準を定め、そこに近付けるよう国民健康保険税の引き下げによる被保険者の負担軽減を図るよう検討していただきたい。

監査委員の審査意見でも指摘のあった予算流用については、本来、補正予算の議会議決により予算の追加・減額が行われることが適当と考えることから、そのあたりについて十分留意し、また、議会を招集する時間がないと判断される場合においては、後に議会での承認が必要となる地方自治法第１７９条に基づく専決処分について、その活用を検討していただきたい。

また、令和２年度一般会計歳入歳出決算においては、新型コロナウイルス感染症の影響による事務・事業等の未実施、中ノ川地区の文化交流センターの売却等もあり、湯ノ里地区メガソーラー発電施設による固定資産税（償却資産分）やふるさと納税寄付金の増もあり、実質単年度収支が２年連続で黒字、財政調整基金が大幅に増加、基金積立金総額も黒字化に転じるなど財政状況の改善傾向が伺えるところである。今後の財政運営においてもこの改善傾向が維持されるよう、本町が定める「行財政改善計画」を推し進めるなど財務体質の健全化を図りながら、一方、コロナ禍で疲弊する地域社会への支援・対策等も十分に検討していただきたい。

なお、審査の過程で述べられた各委員の質疑などの意見・要望を参酌し、今後の町政の執行に際し、十分反映されるよう要望するものである。以上でございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

これで委員会報告を終わります。

決算審査特別委員会において、質疑・討論を行っておりますので、只今の委員会報告に対する質疑・討論は省略します。

それでは、各認定議案ごとに採決を行います。

まず、認定第１号、令和２年度知内町一般会計歳入歳出決算認定に対する採決を行います。

認定第１号に対する委員会報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。認定第１号については、認定することに決定しました。

次に認定第２号、令和２年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に対する採決を行います。

認定第２号に対する委員会報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。認定第２号については、認定することに決定しました。

次に認定第３号、令和２年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に対する採決を行います。

認定第３号に対する委員会報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。認定第３号については、認定することに決定しました。

次に認定第４号、令和２年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に対する採決を行います。

認定第４号に対する委員会報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。認定第４号については、認定することに決定しました。

次に認定第５号、令和２年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に対する採決を行います。

認定第５号に対する委員会報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。認定第５号については、認定することに決定しました。

次に認定第６号、令和２年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定に対する採決を行います。

認定第６号に対する委員会報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。認定第６号については、認定することに決定しました。

次に認定第７号、令和２年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定に対する採決を行います。

認定第７号に対する委員会報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。認定第７号については、認定することに決定しました。

お諮りします。

只今、町長から議案第１５号、『令和３年度知内町一般会計補正予算（第５号）について』が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第１、議案第１５号、『令和３年度知内町一般会計補正予算（第５号）について』を議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。

議案第１５号、令和３年度知内町一般会計補正予算（第５号）についてを追加日程第１とし、議題とすることに決定しました。

●　議案第１５号　令和３年度知内町一般会計補正予算（第５号）について

◎　議　　長（伊藤政博）

追加日程第１、議案第１５号、『令和３年度知内町一般会計補正予算（第５号）について』を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

追加議案について説明をさせていただきます。

議案第１５号の令和３年度知内町一般会計補正予算（第５号）については、歳入歳出それぞれ４８０万円を追加し、５０億９，６５１万１千円とするものであります。補正の主な内容は、総務費の新型コロナウイルス感染症対策費に４８０万円の追加で、内容は事業持続化支援金で宿泊業等の支援が主なものであります。

議案等の内容につきましては、担当課長の方から説明させていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

◎　議　　長（伊藤政博）

総務課長。

◎　総務課長（西野俊一）

それでは、議案第１５号、令和３年度知内町一般会計補正予算（第５号）について。

令和３年度知内町一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４８０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５０億９，６５１万１千円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

歳出の方からご説明しますので、５ページをお開きください。２款総務費、１項総務管理費、１６目新型コロナウイルス感染症対策費に４８０万円を追加し、８，７７２万４千円とするものでございます。１８節負担金補助及び交付金で、事業持続化支援金（宿泊業等）の追加を４８０万円追加するものでございます。

続きまして、歳入でございます。３ページです。１０款１項１目地方交付税に２８万２千円を追加し、１７億８，４３９万２千円とするものでございます。１目地方交付税に、先ほどの歳出で説明しました財源の不足分を追加するものでございます。

続きまして、４ページです。１４款国庫支出金、２項国庫補助金、４目総務費国庫補助金

に４５１万８千円を追加し、９，４０４万円とするものでございます。１節総務費国庫補助金に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を追加するものでございます。

内容につきましては、また担当課長の方から詳細を説明させていただきますので、よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎　産業振興課長（三原知明）

お配りしています、こちらの説明資料の方、ご覧ください。事業持続化支援金（宿泊業等）について、事業の内容をご説明致します。本事業は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、現在も緊急事態宣言が継続されている状況を踏まえまして、人流が抑制され経営に直接的な影響を受けている宿泊業、観光業、酒類販売業の方々へ支援金を交付する事業となっております。内容としましては、対象となる全事業者に一律２０万円を支援するほか、加算分としまして、令和３年度上半期の売上の状況、もしくは知内発電所点検作業に伴う宿泊状況を踏まえまして、２０万円を上乗せする内容となっております。事業者数は１４件を想定しており、予算額は４８０万円。このうち国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が４５１万８千円となっております。

説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

支援内容のところでね、ご質問させていただくんですけれども、全協の時にも質問させてもらいましたけども、今、知内発電所の方がね、今年に入ってもちょっと点検の部分が少ないというところで、大変宿泊業も困っているなというところではあるんですけども。今、対象的なものなんですけどもね、売上減少分のところで（１）ですね、令和３年４月から９月の売上合計と前年同期の売上の比較というところで、ここでちょっと去年もコロナの影響もありましたのでね、その前の年と対象を比較した方がいいのかなというふうに思ったんですけども、その辺もう一度お願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎　産業振興課長（三原知明）

ご説明致します。令和２年度の上半期につきましては、発電所の点検作業が該当している時期でございました。今年度につきましては、発電所の点検作業がこの９月から１１月までというふうになっております。このためですね、Ｒ２年は点検作業の最中だったということで同じコロナ禍同士を比較することにはなるんですけども、一定程度減少していることが確認されるというふうに想定しております。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

ということは、宿泊業は今、事業者１２件の内、定額分は１２件で、この②の加算分のところでいくと７社とか計上されているんですけども、その辺りが全部満度にいくような流れではあるよという計画でよろしいんですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎　産業振興課長（三原知明）

ご説明致します。現在、説明資料の加算分②の部分の（１）ですね、売上減少分７社１４０万円、このうちといいますか、これらの会社の売上状況については今、全て把握しているわけではございませんので、想定の数字ではあるんですが、いずれにしましても、発電所の減少分の部分でも相当数の宿泊事業者の方が該当するものと考えておりますので、いずれか片方ということですので、比較的多くの方が該当してしまう状況であるというふうに思っています。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第１５号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　発委第１号　知内町議会会議規則の一部改正について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第３、発委第１号、『知内町議会会議規則の一部改正について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、山田顕人君。

◎　２　　番（山田顕人）

発委第１号、知内町議会会議規則の一部改正について。

知内町議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和３年９月２４日提出。提出者、知内町議会運営委員会委員長、山田顕人。

規則改正に係る新旧対照表は下記のとおりでございます。

それでは、改正の内容を説明しますので、議会説明資料の１ページをお開きください。

本規則の一部改正について。

提案理由をご説明致します。今年の２月９日に全国町村議会議長会が、議員活動と家庭生

活の両面支援、請願者の利便性の向上を目的に、「標準」町村議会会議規則を改正しましたので、当町議会会議規則を改正しようとするものです。

改正の内容について、（１）欠席の届出について、議員が議会活動を欠席する場合、現在の規定の「事故のため出席できないとき」を「公務、傷病、妊娠、出産、育児、介護、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由のため出席できないとき」に改正しようとするものです。

なお、欠席事由の「妊娠」については、「標準」町村議会会議規則の改正内容に含まれていませんが、「妊娠」による「つわり」、「妊娠悪阻」「妊婦検診」等による欠席を「傷病」や「その他のやむを得ない事由」と区分し、欠席事由として明文化するため追加しております。

また、議員本人の出産に係る欠席期間についても、「議員」が「日数を定める」を、「出産予定日の８週間前（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）から当該出産の日後８週間を経過する日までの範囲内」に改正しようとするものです。

（２）請願書の記載事項等について、議会への請願手続きについては、現在、請願者に「押印」を義務付けていますが、請願者の利便性を向上させるため、押印の義務付けを見直し、「署名又は記名押印」に改正しようとするものです。

最後に施行期日について、この規則は、公布の日から施行します。

以上、発委第１号、知内町議会会議規則の一部改正についての提案理由をご説明申し上げ、議員各位のご賛同を願うものであります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、発委第１号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　発委第２号　地方自治法第２０３条及び第２０３条の２に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第４、発委第２号、『地方自治法第２０３条及び第２０３条の２に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、山田顕人君。

◎　２　　番（山田顕人）

発委第２号、地方自治法第２０３条及び第２０３条の２に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正について。

地方自治法第２０３条及び第２０３条の２に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和３年９月２４日提出。提出者、知内町議会運営委員会委員長、山田顕人。

条例改正に係る新旧対照表は下記のとおりでございます。

それでは、改正の内容を説明しますので、議会説明資料の２ページをお開きください。

本条例の一部改正について。

提案理由をご説明致します。「知内町議会会議規則」の一部改正において、第２条の欠席事由に「出産」が追加されることに伴い、本条例の改正をしようとするものです。

改正の内容について、本条例第４条第３項に定める欠席の届出による議員報酬の減額規定について、第４項を、現在の「公務災害等」から「公務災害、出産等」に改正し、「出産」について適用除外の事由として明文化しようとするものです。

最後に施行期日について、この条例は、公布の日から施行します。

以上、発委第２号、地方自治法第２０３条及び第２０３条の２に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正についての提案理由をご説明申し上げ、議員各位のご賛同を願うものであります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、発委第２号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　意見書案第１号　沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書の提出について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第５、意見書案第１号、『沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、成澤五郎君。

◎　１　　番（成澤五郎）

意見書案第１号、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書の提出について。

地方自治法第９９条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和３年９月２４日提出。提出議員、成澤五郎。賛成議員、山田顕人、五十嵐捷爾、吉田峰一、笠松悦子、木村一、谷口康之。

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書。

案文の朗読をもって意見書の提出とさせていただきます。

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた２４万１５９３名の氏名が刻銘されている。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、１９７２年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡としては我が国唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されている。同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた県民や命を落とされた兵士の遺骨が残されており、戦後７６年が経過した今でも戦没者の収骨が行われている。

さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは人道上許されない。

よって知内町議会は下記の事項が速やかに実現されることを強く要請する。

記、１　悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないこと。

２　日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情を鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和３年９月２４日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣。以上でございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、意見書案第１号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第２号　特別支援学校の実行ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書の提出について

◎ 議　　長（伊藤政博）

次に日程第６、意見書案第２号、『特別支援学校の実行ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、笠松悦子君。

◎ ７　　番（笠松悦子）

意見書案第２号、特別支援学校の実行ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書の提出について。

地方自治法第９９条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和３年９月２４日提出。提出議員、笠松悦子。賛成議員、成澤五郎、山田顕人、五十嵐捷爾、吉田峰一、松井盛泰、木村一、谷口康之。

特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書。

全国的に特別支援学校の児童・生徒数の増加がすすみ、在籍者数は２０１０（平成２２）年度の１２万１８１５人から２０２０（令和２）年度には１４万４８２３人と、１０年間で２万３００８人増えています。（令和２年度学校基本調査）一方、学校数は２０１０年度が１０３９校で２０２０年度が１１４９校と１１０校増えただけで、在籍数の増加に見合った学校建設がすすんでいません。１５０人を想定した規模の学校に４００人以上の児童・生徒が押し込まれるなど、子どもたちの学ぶ権利を奪うばかりか、いのちと健康をも脅かしています。

各学校では、１つの教室をカーテンやついたてで仕切り２教室として使ったり、図書室や音楽室などの特別教室を普通教室に転用したりしています。トイレが足りず休み時間に行列ができる、スクールバスでの通学時間が１時間を超える等、児童・生徒の急増に教育条件の整備が全く追いついていません。

この問題の根本に、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、専門学校などにはある「学校設置基準」（学校を設置するのに必要な最低の基準）が特別支援学校にはないことがあります。

多くの父母や保護者・団体が特別支援学校の設置基準策定を求めて運動を続けてきました。その運動が実を結び、設置基準策定が現実のものとなりつつあります。しかし、児童・生徒数や学級数の上限等を規定することや既存校にも「設置基準」を適用させるなど、実効性のある「設置基準」の策定なしには、特別支援学校の過大過密の解消や教育環境の改善にはつながりません。また、実効性のある「設置基準」を具体化させるためには大幅な予算増も必要です。

また、全国的に特別支援学級在籍の児童・生徒数の増加も止まりません。文科省学校基本調査によれば、小中学校合わせて２０１０年度１４万５４３１人から２０２０年度３０万５４０人と約２．０７倍になっています。

在籍する児童・生徒の状況は多様で、医療的ケアが必要な子ども、学年に沿った教科学習が可能な情緒障害の子ども、個別対応が常時必要な子ども等々、実態に大きな差があります。さらに、支援学級では一つの学級に小学校では１年生から６年生まで、中学校では１年生から３年生までが在籍し、学年差、年齢差に応じた指導が必要であるにもかかわらず、充分な対応ができないのが現状です。

８人の子どもを一人で担任することは負担が大きく、すでに限界を超えています。しかし、１９９３年の第６次定数改善以来、特別支援学級の学級編制標準は１学級８名のまま変わっていません。これを引き下げることが必要です。

よって、知内町議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

記、１．特別支援学校の実効ある設置基準を策定するとともに国の財政支援を拡充すること

２．特別支援学級の学級編制標準を改善すること

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和３年９月２４日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣です。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第２号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　意見書案第３号　「大学生等への給付奨学金制度の拡充」を求める意見書の提出について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第７、意見書案第３号、『「大学生等への給付奨学金制度の拡充」を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、山田顕人君。

◎　２　　番（山田顕人）

意見書案第３号、「大学生等への給付奨学金制度の拡充」を求める意見書の提出について。

地方自治法第９９条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和３年９月２４日提出。提出議員、山田顕人。賛成議員、成澤五郎、五十嵐捷爾、吉田峰一、松井盛泰、笠松悦子、木村一、谷口康之、議員それぞれです。

「大学生等への給付奨学金制度の拡充」を求める意見書。

文部科学省の２０２０年度「学校基本調査」によれば、高等教育機関（大学・短大・高

専・専修学校）への進学率は８３．５％に達しています。（過年度高卒者等を含む）。その約半数が貸与制奨学金を利用し、多くの学生が多額の借金を抱えて卒業しています。

国は２０２０年度から高等教育の修学支援新制度を始めました。対象は住民税非課税世帯や準ずる世帯の学生で、それまで授業料減免を受けられた中間層の一部は逆に支援の網からこぼれ落ちており、制度は後退しています。そもそも、財源を消費税増税分にしている点は重大な問題です。コロナ禍の影響により多くの家庭が経済的に困窮するもとで、制度の拡充を求める声が広がっています。

文科省は「奨学金返還の負担を軽減するため」として、２０１８年度入学生から「新たな所得連動返還型奨学金制度」を導入しましたが、収入ゼロでも毎月２０００円の返還を求めるなど問題があります。

奨学金は給付が基本であり、貸与の奨学金は「教育ローン」と同じです。日本政府が２０１２年９月に留保撤回した国際人権規約が求める無償教育を実現するためにも給付奨学金の充実こそ必要です。

ＯＥＣＤ加盟国では日本のように大学授業料が高額で給付奨学金が非常に限定的という国はチリ・韓国しかありません。

日本の「公財政教育支出の対ＧＤＰ比（２０１７年度）」は２．９％とＯＥＣＤ諸国の中で下から２番目です。これをＯＥＣＤ諸国平均４．１％まで引き上げれば、就学前から大学まで教育の無償化をすすめることが可能となります。

よって、知内町議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

１、国は、教育予算を増やして、大学生等に対する給付奨学金制度を拡充すること

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和３年９月２４日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。以上でございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第３号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　意見書案第４号　適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書の提出について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第８、意見書案第４号、『適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、木村一君。

◎　８　　番（木村　一）

意見書案第４号、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書の提出について。

地方自治法第９９条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和３年９月２４日提出。提出議員、木村一。賛成議員、成澤五郎、山田顕人、五十嵐捷爾、吉田峰一、笠松悦子、谷口康之。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の感染者数は、中国武漢での最初の症例確認から１年半経過した今もなお増加を続けており、我が国においても、経済活動の人為的な抑制を余儀なくされ、急激かつ大幅な景気後退を経験することとなり、いまだ回復の兆しが見えない深刻な状況が続いている。

このような経済状況の中、令和５年１０月からの適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施に向け、本年１０月１日からインボイス発行事業者の登録申請が始まろうとしている。

軽減税率導入によって消費税制度が複雑化したうえに、さらにインボイス制度が導入されれば、軽減税率対象品目を扱う事業者のみならず、全ての事業者に事務負担の増加を強いるとともに、５００万を超える免税事業者が取引から排除されるおそれがある。

また、中小・小規模事業者にとって仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁することは困難な状況であり、このままではインボイス制度導入を契機とした中小・小規模事業者の廃業の増加や、複雑な納税事務を回避するため免税事業者に留まる中小・小規模事業者の成長意欲の低下を招く等、地域経済の衰退に拍車をかけるおそれがある。

さらにインボイス制度導入に関し、多くの中小業者団体や日本税理士会連合会などがインボイス制度導入中止や見直し、延期を求めている。

よって政府及び国会に対しインボイス制度の導入中止を強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和３年９月２４日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、法務大臣。以上でございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、意見書案第４号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第５号　コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第９、意見書案第５号、『コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、谷口康之君。

◎　９　　番（谷口康之）

意見書案第５号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について。

地方自治法第９９条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和３年９月２４日提出。提出議員、谷口康之。賛成議員、成澤議員、山田議員、五十嵐議員、吉田議員、松井議員、笠松議員、木村議員の各方々であります、

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和４年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記、１　令和４年度以降３年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針２０２１」において、令和３年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

２　固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

３　令和３年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和２年度と同額とする負担調整措置については、令和３年度限りとすること。

４　令和３年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

５　炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和３年９月２４日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣。以上であります。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第５号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　意見書案第６号　松前半島道路の整備促進を求める意見書の提出について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１０、意見書案第６号、『松前半島道路の整備促進を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、谷口康之君。

◎　９　　番（谷口康之）

意見書案第６号、松前半島道路の整備促進を求める意見書の提出について。

地方自治法第９９条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和３年９月２４日提出。提出議員、谷口康之。賛成議員、成澤議員、山田議員、五十嵐議員、吉田議員、松井議員、笠松議員、木村議員の各方々であります。

松前半島道路の整備促進を求める意見書。

松前半島道路は、北海道松前町から北海道新幹線木古内駅周辺や函館・江差自動車道茂辺地木古内道路に接続する路線で、平成１０年に地域高規格道路の計画路線に指定され、令和３年に新広域道路交通計画に位置付けられた。

現道の国道２２８号は、昭和６３年に旧国鉄松前線が廃止となって以降、当該沿線地域の人・物の流通を担う唯一の道路として地域を支えている。しかし、急峻な地形と津軽海峡に挟まれた海岸線に位置しているため、台風や低気圧による大雨や大しけ、落石などにより通行止めがたびたび発生し、北海道新幹線開業や翌年の函館・江差自動車道茂辺地木古内道路開通を機にした観光や産業振興、高齢化が進む地域住民の生活、医療施設への救急搬送や通院などに不安を抱えている。救急搬送では、ドクターヘリによる利用が普及してきているが、カバーする地域が広範囲なうえ、台数も限られ、荒天時や夜間には救急車による搬送が欠かせないことから、道路に依存する割合が大部分であり、重要性が増している。

また、令和３年７月に松前町と福島町の間に位置する白神覆道の上部コンクリート片の落下により、一時通行止めとなったが、人的被害はなく安堵したものの、住民の不安は増大し、救急搬送及び公共交通に大きく影響したうえ、規制区間６㎞に対し、う回路が１４７．５㎞

と日常生活にも大きく支障を生じる形となった。

さらに、北海道が公表している「太平洋沿岸の津波浸水想定」は、令和３年に改定され、木古内町、知内町及び福島町とも現道の国道２２８号海岸沿線の多くが浸水想定域となり、対策として、避難や救助、救命に必要な高規格道路の整備が急がれている。

以上のことから、災害に強く、渡島西部のブランド力のある農水産品を安全、確実に出荷でき、救急搬送の速達性・定時性を確保し、救命率の向上を図る松前半島道路の早期整備は、沿線住民の長年の悲願である。

つきましては、本路線の一日も早い整備と開通が確実なものとなるよう強く要望する。

記、区分、地域高規格道路　松前半島道路、要望事項、松前～木古内間（約６０ｋｍ）の松前町側からの事業化に向けた調査促進及び早期着工。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和３年９月２４日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、国土交通大臣。以上でございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第６号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　意見書案第７号　国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１１、意見書案第７号、『国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、山田顕人君。

◎　２　　番（山田顕人）

意見書案第７号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について。

地方自治法第９９条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和３年９月２４日提出。提出議員、山田顕人。賛成議員、成澤五郎、五十嵐捷爾、吉田峰一、松井盛泰、笠松悦子、木村一、谷口康之、各議員。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有し、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けている。また、近年道内においても、平成２８年８月の一連の台風や平成３０年７月豪雨、９月の北海道胆振東部地震といった自然災害が、激甚化・頻発化する

傾向にある。

今後は、ポストコロナを見据えた新たな未来に向けた取組を加速することが必要であり、そのためには、道民の安全で安心な暮らしを守ることはもとより、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靭化に資する社会資本の整備を図ることが必要である。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靭化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記、一、国土強靭化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。

一、「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保すること。

一、「防災・減災、国土強靭化に向けた道路の５か年対策プログラム」に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図ること。

一、新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定２車線区間の４車線化といった機能強化を図ること。

また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築などによるリダンダンシーの確保や道路の防災対策などによる耐災害性の強化を推進するほか、重要物流道路のさらなる指定を図ること。

一、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の振興に向けた道路交通環境の整備など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

一、維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、上下水道など公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

一、冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

一、日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。

一、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること。

一、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和３年９月２４日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。以上でございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第７号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　意見書案第８号　出産育児一時金の増額を求める意見書の提出について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１２、意見書案第８号、『出産育児一時金の増額を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、笠松悦子君。

◎　７　　番（笠松悦子）

意見書案第８号、出産育児一時金の増額を求める意見書の提出について。

地方自治法第９９条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和３年９月２４日提出。提出議員、笠松悦子。賛成議員、成澤五郎、賛成議員、山田顕人、賛成議員、五十嵐捷爾、賛成議員、吉田峰一、賛成議員、松井盛泰、賛成議員、木村一、賛成議員、谷口康之。

出産育児一時金の増額を求める意見書。

厚生労働省によると２０１９年度の出産費用が正常分娩の場合、全国平均額は約４６万円で、室料差額等を含む費用の全国平均額は約５２万４０００円となっています。出産にかかる費用は年々増加し、費用が高い都市部では現在の４２万円の出産育児一時金の支給額では賄えない状況になっており、平均額が約６２万円と最も高い東京都では、現状、出産する人が約２０万円を持ち出している計算となります。

国は２００９年１０月から出産育児一時金を原則４２万円に増額し、２０１１年度にそれを恒久化、２０１５年度には一時金に含まれる産科医療補償制度掛金分３万円を１．６万円に引下げ、本来分３９万円を４０．４万円に引き上げました。２０２２年１月以降の分娩から産科医療補償制度掛金を１．２万円に引下げ、本人の受取額を４０００円増やすとともに、医療機関から費用の詳しいデータを収集し実態を把握したうえで増額に向けて検討することとしています。

一方、令和元年の出生数は８６万５２３４人で、前年に比べ５万３１６６人減少し過去最少となりました。少子化克服に向け、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるために

は、子どもの成長に応じた、きめ細かな支援を重ねていくことが重要であり、一時金はその大事な一手であると考えられます。

少子化対策は、わが国の重要課題の一つにほかならず、子育てのスタート期に当たる出産時の経済的な支援策を強化することは欠かせません。

よって、政府に対し、現在の負担に見合う形に出産育児一時金を引き上げることを強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和３年９月２４日提出。北海道郡上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣となっております。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第８号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　意見書案第９号　選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書の提出について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１３、意見書案第９号、『選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、五十嵐捷爾君。

◎　４　　番（五十嵐捷爾）

意見書案第９号、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書の提出について。

地方自治法第９９条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和３年９月２４日提出。提出議員、五十嵐捷爾。賛成議員、成澤五郎、山田顕人、吉田峰一、笠松悦子、木村一、谷口康之。

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書。

平成３０年２月に内閣府が公表した世論調査において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別氏（姓）制度の導入に賛成または容認すると答えた国民は６６．９％であり、反対の２９．３％を大きく上回ったことが明らかになりました。

しかし、現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定しています。このため、社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓をすることで、自己同一性を喪失し苦痛を伴う、一部の資格証では旧姓の使用が認められない、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じています。

政府は旧姓の通称使用の拡大の取組を進めていますが、ダブルネームを使い分ける負担の増加、社会的なダブルネーム管理コスト、個人識別の誤りのリスクやコストを増大させる等の問題も指摘されています。また、通称使用では、自己同一性を喪失する苦痛を解消するものにはならず、根本的な解決策にはなりません。

また、少子高齢化による一人っ子同士の結婚や子連れ再婚、高齢での結婚が増え、改姓を望まないと考える人や現行の民法では改姓をしなければならないことから結婚を辞めてしまう人がいるため、一層非婚や少子化につながる要因にもなっています。

このような状況から、国連の女子差別撤廃委員会は、日本政府に対し女性が婚姻前の姓を保持する選択を可能にするよう再三にわたり民法の改正を勧告しています。

さらに、平成２７年１２月の最高裁判決に引き続き、令和３年６月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の氏に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべきであるとされたところですが、依然として国会での議論は進んでいない状況です。

よって、国におかれては、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和３年９月２４日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣です。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、意見書案第９号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上、９件の意見書案について、提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案はそのように取り扱うことに致しました。

●　議長発議　議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１４、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題としま

す。

お諮りします。議会を代表して、正副議長並びに議員が出席または派遣を要する諸行事・慶弔・諸会議・研修・要望等のため出張することについて、予め議会の承認を得たいと思います。このことを承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して、出席または派遣を要する正副議長並びに議員の出張について、承認することに決定しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認め、その都度議長において指名することに決定しました。

● 閉会宣言

◎ 議　　長（伊藤政博）

お諮りします。本定例会の会議に付託された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第７条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和３年第３回知内町議会定例会を閉会します。

どうもご苦労様でした。

（　閉会　午後２時２０分　）